

2017年 1月 10日

No. 437



山田 良平



ヤマダ総合公認会計士事務所

3分間

税ミナール

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



自民・公明両党が平成29年度与党税制大綱決定

自民・公明両党は昨年12月8日、平成29年度の与党税制大綱を決定しました。主な内容としては、1) 所得税の配偶者控除の配偶者上限の引上げ、2) 所得拡大促進税制を見直し、高い賃上げを行う企業への支援の強化、3) 研究開発税制を見直し、控除割合を原則開発費の増加割合に応じる仕組みとする、などがあります。政府は平成28年12月22日に税制改正大綱を閣議決定、1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指します。

大綱の目玉である配偶者控除の見直しは、配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げ、150万円を超えても201万円以下までは段階的に縮小しつつも控除が受けられる仕組みとします。ただし、世帯主(夫)の年収には制限を設け、1220万円は控除が受けられません。財務省の試算では、約300万世帯が減税となる一方、約100万世帯が増税になる見通しとされています。

所得拡大促進税制は、一定の要件(給与総額を平成24年度比で3%以上増加させ、給与総額と平均給与額が前期を上回る)を全て満たした場合に給与総額の増加分の10%を法人税額から控除できる制度ですが、今回の改正で、新たに「前年度比2%以上の賃上げ」という要件を設定し、その際の控除率は現行より引き上げ、企業規模で控除率に差を設けます(中小企業は増加分の22%、大企業で12%)。

研究開発促進税制は、対象にIoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用を新たに追加します。さらに、研究開発費の総額に対する減税(総額型)は、試験研究費の増加割合に応じた仕組みとし、控除割合を6~14%(中小企業は12~17%)に見直します。開発費が過去3年の平均より増加した場合の減税(増加型)は、平成28年度末をもって廃止しました。

そのほか、1) 最長20年、年間投資上限40万円の積立型NISA(少額投資非課税制度)の創設、2) タワーマンション節税の抑制、3) ビール系飲料の税額は平成32年10月から38年10月にかけて3段階で統一、4) エコカー減税は、燃費基準を段階的に引き上げ、減税対象を絞り込んだうえで延長、5) タックスヘイブン対策税制は、20%未満の税率基準や出資比率50%超の基準を撤廃、などが盛り込まれています。

話題となっていた「タワーマンション節税」は、高層マンションの固定資産税・不動産取得税を見直します。平成29年度以降に販売される高さ60メートルを超え、おおむね20階建て以上の新築高層マンションを対象に、高層階ほど増税、低層階ほど減税となるように見直します。

(現行制度では、一棟の評価額を階数に関係なく床面積で按分しており、床面積が同じであれば階層にかかわらず、固定資産税額は同じでした。)

平成29年度与党税制改正大綱はこちらからご確認いただけます。

https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf